

鳥取県立美術館ロゴ・シンボルマーク募集要項

1. 開催趣旨

(1) 目的

- 鳥取県では、2025年春（令和6年度中）に向けて鳥取県立美術館の開館準備を進めています。「とっとり未来をつくる”美術館」「みんなで”つくる”県民立美術館」をコンセプトに掲げ、開館準備の段階から県民が参画しともにつくりあげる「県民立美術館」を目指して、県民対話や説明会を積み重ねています。
- そのようなコンセプトの鳥取県立美術館を象徴するロゴ・シンボルマークだからこそ、開かれた場でみんなでつくりたいとの思いから、この度デザイン案を広く募集することとしました。また、審査には県民のみなさんが参加できる「一般投票」を設けます。
- ロゴ・シンボルマークは、鳥取県立美術館のコンセプトをわかりやすく伝え、“鳥取県立美術館”というブランドを発信すると共に、長く親しまれるものにしたいと考えています。「鳥取県立美術館に関わりたい」「鳥取県を盛り上げたい」という思いを持つみなさんからのご応募をお待ちしています。

(2) 鳥取県立美術館について

- 館の整備運営には、民間のノウハウを公共施設の整備運営に活かすPFI手法を導入し、県内企業を含む10社で構成された「鳥取県立美術館パートナーズ株式会社」が県と共に整備運営を担い、県民のみなさんとも対話をしながら準備しています。
→ 詳細は、鳥取県立美術館プレサイト（以下プレサイト）「どうやって事業を進めているの？」をご覧ください。<https://tottori-moa.jp/about/how/>

(3) 本公募の主催・運営

- 本募集は、鳥取県立美術館パートナーズ株式会社及び鳥取県教育委員会が主催します。事務局は、館の運営を担う「アクティオ・丹青社共同事業体」のうち、広報・ブランディング業務を担う株式会社丹青社に設置します。

2. 募集内容

鳥取県立美術館のロゴ及びシンボルマークのデザイン案

3. 選定スケジュール

4月25日（月）～5月16日（月）	質問書 受付期間
5月12日（木）	オンライン説明会
5月30日（月）頃予定	質問書への回答をプレサイトにて公表
7月7日（木）～7月21日（木）	応募書類 受付期間（厳守）
8月（予定）	一次審査
8月下旬（予定）	一次審査の通過者に結果を通知
9月（予定）	一般投票

10月（予定）	オンラインヒアリング・最終審査
12月～2023年3月（予定）	関連業務実施期間（12.結果発表・各賞を参照）
2023年3月	開館2年前カウントダウンイベントで発表（授賞式）予定

4. 応募資格

- ・ 国内外の個人、法人、団体いずれも可。
- ・ 年齢、経歴、プロ・アマ不問。
- ※ 未成年者が応募される場合、必ず親権者等の法定代理人の同意を得たうえで応募してください。親権者等の同意のない応募は、採用を取り消すことがあります。

5. オンライン説明会

本公募に関心のある方を対象に、鳥取県立美術館整備運営事業の概要及び本募集要項に関する説明会をオンラインにて開催します。

- ①日時 2022年5月12日（木）19:00～20:00
 ②視聴方法 Zoom ウェビナー形式で配信 ※プレサイトより事前申込制

6. 質問の受付と回答

募集要項の内容に関する質問は、下記の通り提出すること。回答は5月30日（月）頃にプレサイトにて公表します。公平を期すため、本件に関する質問受付はこの期間のみとします。

- ①申込受付 2022年4月25日（月）～2022年5月16日（月）
 ②回答 2022年5月30日（月）頃予定
 ③提出方法 プレサイトから質問提出フォームにて提出

7. 応募方法

(1) 応募書類

内容	詳細
<input type="checkbox"/> ロゴ・シンボルマークデザイン案	・ 指定様式（様式1）を使用する ・ 制作上の注意点は「8. 制作条件」を参照
<input type="checkbox"/> デザインコンセプト	・ 200字以内でデザイン案のコンセプトを記述 ・ 応募フォームへ入力、もしくは様式3に記入
<input type="checkbox"/> 誓約書	・ 指定様式（様式2）に直筆で署名したものを提出 ・ 複数人もしくは複数社で応募する場合、代表者が提出
<input type="checkbox"/> 応募用紙（ <u>郵送の場合のみ必要</u> ）	・ 指定様式（様式3）を使用する ・ 手書き・入力いずれも可

(2) 指定様式の配布

- プレサイトの特設ページより指定様式をダウンロードし、使用すること。
<https://tottori-moa.jp/news/1876/>

(3) 応募書類の提出方法

- **A 応募フォーム**または**B 郵送**のいずれかで提出すること。

A 応募フォーム (Google フォーム)

- プレサイト上の応募フォームより提出すること。※応募時に Google アカウントが必要
- デザイン案と誓約書は PDF にて提出すること。
- デザインコンセプトはフォームへ直接入力すること。
- アップロードできるファイルサイズの上限は1ファイルあたり 10MB。

B 郵送

- 「16. 各種提出・問合せ先」に郵送すること。
- 応募書類は折らないよう留意すること。

〈団体一括応募を予定している方へ〉

学校・教育機関を窓口クラス単位、部活動単位などで応募をされる方は、複数人の応募用紙をまとめて一式送付することも可能です。その場合、事務局での確認を円滑化するため、応募者リストと提出作品総数の一覧表（書式自由）を同封してください。

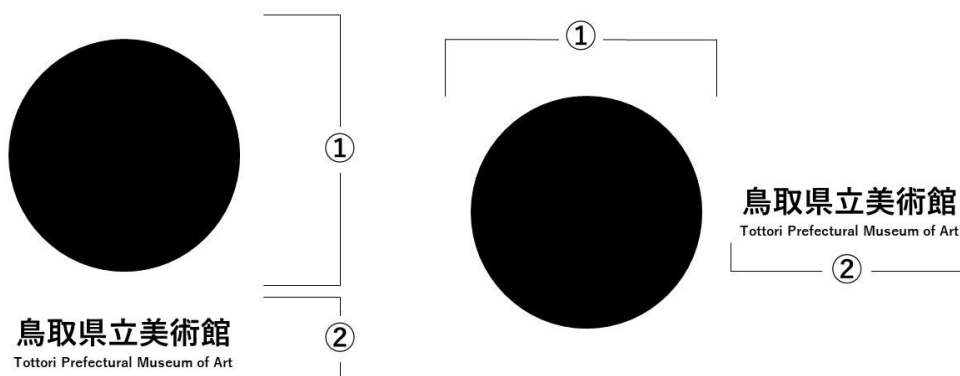
(4) 受付期間

2022年7月7日（木）～7月21日（木） ※厳守

- プレサイトからの応募は、日付が変わると自動で受付を締め切ります。
- 郵送の場合は当日消印有効。
- 締切直前の送信エラーなど事務局では対応できません。余裕をもって提出してください。なお、いかなる理由があっても、受付期間終了後の応募は受理できません。

8. 制作条件

(1) ロゴ・シンボルマークの定義



①シンボルマーク ②ロゴ

(2) 基本ルール

- ①シンボルマークの図案は必須とし、②ロゴの図案の提案は任意とする。
- ①シンボルマーク、②ロゴの組合せ、配置、書式、余白は提案に委ねる。
- 使用する画材・ドローソフトは自由とする。(クレヨン・色鉛筆・カラーペン等による手書きも可)
- ②ロゴを提案する際は「鳥取県立美術館」及び英語表記を必ず含める。
- 英字の大文字・小文字表記は提案に委ねる。
(Tottori Prefectural Museum of Art、TOTTORI PREFECTURAL MUSEUM OF ART など)
- 視認性を考慮し、白黒での印刷にも対応したデザインとする。
- ②ロゴのフォントは既存フォントの使用も可とする。

(3) 注意事項

- 応募にあたり、その応募作品が既に公表している/されている作品と同一または類似ではないことの確認を、応募者の責任において実施してください。応募作品が故意に第三者の著作権・商標権等を侵害していることが明らかとなった場合、受賞後であっても賞を取り消すとともに、発生した損害を補填していただきます。
- 応募は一人1点までとします。個人またはグループでいずれかでご応募ください。
- 以下に該当するものは審査の対象外となります。
 - ・ 募集要項の規定から逸脱したもの。
 - ・ 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れのあるもの。
 - ・ 既に公表されているもの。
 - ・ 応募者を特定できる情報を含むもの。
 - ・ 政治的・商業的・宗教的なメッセージが含まれるもの。
 - ・ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。

- ・公序良俗その他法令の規定に反するもの。

9. 審査の流れ

(1) 選定方法

①一次審査（8月予定）

- ・ 「8. 制作条件」を満たす全ての応募作品を「11. 審査委員会」が審査し、一般投票及び最終審査へ進むデザイン案を5点程度選定します。
- ・ 一次審査を通過した応募者には、個別に結果を通知します。
※一次審査通過の事実及び応募作品に関する情報を第三者に口外しないでください。

②一般投票（9月予定）

- ・ 一次審査を通過した作品を対象に、オンライン投票フォームを使用し一般投票を行います。
- ・ 投票結果は最終審査において、審査員1名分として扱います。

③ヒアリング・最終審査（10月予定）

- ・ 一次審査を通過した作品の作者を対象に、応募動機や作品に込めた思いなどを伺う「ヒアリング」を実施します。ヒアリングはオンラインで約30分を予定しており、詳細は個別に連絡・調整します。

※ 応募者が未成年の場合、必ず親権者等の法定代理人が同席してください。

- ・ 審査委員による審査結果に基づき、鳥取県が採用作品を最終決定します。

10. 審査基準

主に以下の評価項目について審査を行います。③その他「応募動機」「鳥取県立美術館や鳥取県への思い・熱意」は、最終審査のヒアリングにて評価します。

項目	内容
①表現力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県立美術館の特徴やコンセプトを理解し、デザインに落とし込まれているか ・ 県立美術館にふさわしい品格を備えたデザインか ・ 実際の使用シーンを想定した実用性のあるデザインか ・ VI (ビジュアルアイデンティティ) 展開の汎用性があるか ・ 時代や流行に左右されない永続性に配慮されているか ・ ユニバーサルデザインに配慮された視認性の高いデザインか
②独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い世代から長く愛されるデザインか ・ 「鳥取県立美術館」のブランドを発信できるオリジナリティを有し、かつ訴求力があるか
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募動機 ・ 鳥取県立美術館や鳥取県への思い・熱意 ・ 関連業務（デザイン調整）を見据えた将来性・可能性

11. 審査委員会

公募に関する審査は、次に示す委員会にて行います。

(1) 名称

鳥取県立美術館パートナーズ株式会社が設置する「鳥取県立美術館ロゴ・シンボルマーク審査委員会」に諮り、選定する。

(2) 委員

株式会社丹青社 エグゼクティブクリエイティブディレクター 東京大学総合研究博物館 特任教授	洪 恒夫
島津環境グラフィックス有限会社 代表取締役 クリエイティブディレクター	島津 勝弘
@J ディレクター	鈴木 潤子
鳥取県教育委員会事務局 美術館整備局長	梅田 雅彦
鳥取県教育委員会事務局 美術館整備局美術振興監	尾崎 信一郎

(3) その他

ヒアリング及び審査委員による評議は非公開とする。

12. 結果発表・各賞

(1) 選考結果の公表

- 最終審査の結果は、11月頃受賞者に個別で通知します。
- ロゴ・シンボルマークは、2023年3月に鳥取県倉吉市での開館2年前カウントダウンイベントにて発表予定です。同イベントにおいて授賞式も兼ね、最優秀賞受賞者は現地参加いただくことを想定しています。
- 選考結果はウェブサイトにて公表します。公表情報は受賞者と協議の上、決定します。

(2) 各賞

● 最優秀賞（1名）：最大80万円

A：基本デザイン委託料 10万円（税込）※1

- ロゴ・シンボルマークに関するデザイン及び各種権利譲渡に係る対価
- (Bの業務を受託しない場合) B 関連業務へのデザイン意図伝達など協力に係る対価

B：関連業務委託料 上限70万円（税込）※1

- ロゴ・シンボルマークのデザイン調整 ※2
- ロゴ・シンボルマーク マニュアル制作
- サイン計画との調整
- 名刺、封筒（角2・長3）のデザイン業務

- 受賞作品は、想定される使用先の仕様を考慮し、受賞者と協議・合意の上、デザイン調整を図り、鳥取県立美術館ロゴ・シンボルマークに採用します。
- 受賞者には、「A：基本デザイン委託料」をお支払いし、その上で、「B：関連業務」を業務委託することを想定しています。※3
- 関連業務の内容や対価額は、受賞者の意向や実績を踏まえ、上限を70万円として事務局と協議の上で決定します。
- 受賞者が「B：関連業務」を辞退する場合、事務局は当該業務を担える別の事業者へ委託します。その際には、受賞者にはデザインの意図伝達に協力いただきます。※4
- なお、「B：関連業務」の受託意向や実績の有無は、選考に影響しません。

<留意事項>

- ※1 受賞者が個人の場合、委託料には消費税及び源泉徴収が含まれます。法人の場合は消費税込の金額とします。
- ※2 関連業務の成果物の入稿データは Adobe illustrator で作成いただきます。
- ※3 業務の委託は株式会社丹青社より行います。
- ※4 関連業務を事務局が別の事業者へ委託した場合、委託先の事業者名を「リデザイン」等のクレジットで公表することがあります。

● **優秀賞（3名）**

副賞として鳥取県の特産品を進呈します。

● **特別賞（若干名）**

副賞として鳥取県の特産品を進呈します。

13. 各種権利について

- (1) 応募者は、その応募作品が最優秀賞に選定された場合には、当該作品に関する著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）、商標権、意匠権、知的財産権、所有権、その他一切の権利を鳥取県に譲渡すること。なお、譲渡に係る対価は「A：基本デザイン委託料」に定める通りとする。
- (2) 受賞者が「B. 関連業務」を辞退する場合、受賞者は著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受賞者が「B. 関連業務」を受託する場合、受賞者は鳥取県及びその指定する者が作品を公表すること、またロゴ・シンボルマークとしての利用に際して受賞者名（作者名）を表示しないことを同意すること。作品の改変及び二次利用に関する規定は、受賞者と事務局が協議して定めます。
- (4) 採用作品は鳥取県及びその指定する者が商標登録を行う予定です。先行商標との重複等により商標登録が困難であることが判明した場合、次点作品を繰り上げることがあります。
- (5) 採用作品は、ロゴ・シンボルマークをグッズ等に展開する都合上、デザイン・書体等の修正を行う可能性があります。修正作業の進め方については、受賞者の意向や実績を踏まえ、事務局と協議の上で決定します。
- (6) 採用作品の作者が未成年の場合、各種権利譲渡や委託料の授受等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要です。

14. その他

- (1) 提案に要する費用は選定結果に関わらず全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類は返却しません。
- (3) 応募にあたり提出いただいた個人情報は、本公募の実施に関する目的以外は使用しません。詳しくは株式会社丹青社ホームページ「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。<https://www.tanseisha.co.jp/personal>
- (4) 一般投票にあたり、一次審査通過者には個別に連絡します。選考結果の公表までは、一次審査通過の事実並びに応募作品に関する情報を第三者に口外しないでください。
- (5) 本公募に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- (6) 応募者は、自己（法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、反社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力という）に該当しないことを確約するものとします。主催者は、応募者が反社会的勢力に該当すると判断した場合、審査後であっても当該応募作品を失格とします。

15. 参考資料

- 鳥取県立美術館ウェブサイト
<https://tottori-moa.jp/>
- 鳥取県立美術館パートナーズ株式会社「提案書概要版」
https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1190692/teiansyo_gaiyo.pdf
- 鳥取県立美術館整備基本計画（平成30年7月策定）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1164940/0706keikaku.pdf>

16. 各種提出・問合せ先

〒108-8220 東京都港区港南1丁目2-70 品川シーズンテラス 19F

株式会社丹青社 文化空間事業部 鳥取県立美術館担当

e-mail : info@tottori-moa.jp